

○座間市立公民館条例施行規則

(昭和52年3月28日教育委員会規則第2号)

改正	昭和53年3月31日教委規則第3号	昭和63年4月25日教委規則第3号
	平成元年2月18日教委規則第3号	平成4年3月31日教委規則第6号
	平成11年3月23日教委規則第4号	平成27年3月31日教育委員会規則第13号
	平成29年3月30日教育委員会規則第7号	平成30年3月30日教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市立公民館条例(昭和52年座間市条例第5号。以下「条例」という。)第9条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30教委規則9・一部改正)

(開館時間)

第2条 座間市立公民館(以下「公民館」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、座間市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めたときはこれを短縮し、又は延長することができる。

(平11教委規則4・平29教委規則7・平30教委規則9・一部改正)

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長は特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(昭53教委規則3・昭63教委規則3・平元教委規則3・平11教委規則4・平29教委規則7・一部改正)

(申込時間)

第4条 公民館の利用に係る申込時間は、午前9時から午後5時までとする。

(平30教委規則9・追加)

(利用の申込み)

第5条 条例第5条第1項の規定により利用承認を受けようとする団体は、利用する日の前月の最初の開館日から利用する3日前までに、座間市立公民館利用承認申込書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

(平11教委規則4・一部改正、平30教委規則9・旧第4条繰下・一部改正)

(利用の承認等)

第6条 教育長は、公民館の利用を承認したときは、座間市立公民館利用承認書(第2号様式)を申込者に交付し、承認しないときはその旨を申込者に通知するものとする。

2 利用者は、利用中前項の承認書を携帯しなければならない。

(平30教委規則9・追加)

(利用承認の変更)

第7条 利用者は、その利用を取り消し、又は承認された事項の変更をしようとするときは、その旨を教育長に届け出なければならない。

(平30教委規則9・追加)

(利用時間)

第8条 利用時間は、準備及び第10条第9号に要する時間を含むものとする。

(平30教委規則9・追加)

(損傷等の届出)

第9条 公民館を利用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平29教委規則7・全部改正、平30教委規則9・旧第5条繰下・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的以外に利用しないこと。
- (2) 承認された以外の公民館の施設を利用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく公民館の備品、器具等を公民館の外へ持ち出さないこと。
- (5) 許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 飲食は、教育長が指示した場所で行うこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 許可なくビラを配布し、又は署名活動を行わないこと。
- (9) 利用後は施設等を清掃し、原状に復し、整理整頓すること。
- (10) その他教育長の指示に従うこと。

(平29教委規則7・全部改正、平30教委規則9・旧第6条繰下・一部改正)

(職務上の立入り)

第11条 教育長は、公民館の管理上必要と認めるときは、利用の承認をしている施設に立ち入ることができる。

この場合において、利用者は、立入りを拒むことはできない。

(平30教委規則9・追加)

(使用料の減免)

第12条 条例第6条第3項に規定する使用料の減免は、次の各項のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

- (1) 条例第6条第3項第1号に規定する団体
 - ア 教育委員会又は公民館が行う主催事業により結成された社会教育活動を目的とする団体 免除
 - イ 座間市(以下「市」という。)又は教育委員会が育成及び助成する団体 免除
 - ウ その他の団体のうち第14条及び第15条に規定する社会教育関係団体登録を行った団体 免除
- (2) 条例第6条第3項第2号に規定する団体
 - ア 国又は市その他の地方公共団体 免除
 - イ 市が構成員となっている協議会及び研究会等 免除
- (3) 条例第6条第3項第3号に規定する団体
 - ア 自治会活動を行う団体 免除
 - イ 市内で事業を行う社会福祉法人及び保育園等の福祉団体、保育園の保護者会 免除
 - ウ 学校教育法(平成22年法律第26号)第1条に規定される学校のうち市内に所在地を置くもの及びその保護者会 免除

- エ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会 免除
- オ 公益活動を行っているボランティア活動団体 免除
- カ 座間市民生委員児童委員協議会 免除
- キ 市障がい者団体連絡協議会に加盟する団体 免除
- ク 座間市職員厚生会 5割
- ケ 座間市の職員団体 5割
- コ その他教育長が減免対象に認めた団体 教育長が定める率
(平30教委規則9・追加)

(使用料の減免手続)

第13条 条例第6条第3項に基づく使用料の減免を受けようとする団体は、座間市立公民館使用料減免申請書(第3号様式)を事前に教育長に提出しなければならない。

- 2 前条に該当する団体については、申請を省略することができる。
- 3 教育長は使用料の減免を受けようとする団体の運営状況を把握するために、次の書類の提出を求めることができる。
 - (1) 団体の規約又は会則
 - (2) 団体の会員名簿
 - (3) 団体の予算書
 - (4) 団体の前年度決算報告書
 - (5) 座間市立公民館利用団体調査票(第4号様式)

4 教育長は、前項の申請があった場合において、その減免を承認するときは座間市立公民館使用料減免決定通知書(第5号様式)を利用者に交付し、承認しないときはその旨を利用者に通知しなければならない。

(平27教委規則13・一部改正、平30教委規則9・旧第8条繰下・一部改正)

(社会教育関係団体の登録)

第14条 社会教育関係団体に登録できる団体は、次に掲げる全ての要件を備える団体であること。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体で、社会教育に関する活動を継続的に行っている団体
- (2) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れ可能である団体
- (3) 活動の学習成果が広く市民に還元される団体
- (4) 会員自らが運営し、活動する団体
- (5) 規約又は会則を有し、代表者を有し、組織的に運営されている団体
- (6) 会員が平等に経費を負担し、総会等で会員全員に会計報告を行っている団体
- (7) 5人以上の会員により構成される団体
- (8) 会員の半数以上が座間市に在住、在勤又は在学である団体
- (9) 公民館を3箇月以上利用している団体
- (10) 定期的、継続的に公民館を利用して学習活動を行う団体

(平30教委規則9・追加)

(社会教育関係団体の登録手続及び取消し)

第15条 社会教育関係団体として登録しようとするものは、社会教育関係団体登録申込書(第6号様式)を事前に教育長に提出しなければならない。また、教育長は

社会教育関係団体の登録に申込み団体の運営状況を把握するために、第13条第3項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

2 教育長は、前項の申込みがあった場合において、その登録を承認するときは社会教育関係団体登録承認書(第7号様式)を申込者に交付し、承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

3 教育長は、社会教育関係団体登録承認中の期間であっても社会教育関係団体が前条各号の要件に反すると認めるときは、その承認を取消することができる。

(平30教委規則9・追加)

(社会教育関係団体登録の有効期間)

第16条 団体登録の有効期間は、各年の4月最初の開館日から翌年の3月末の開館日までとする。

(平30教委規則9・追加)

(座間市立公民館運営審議会)

第17条 座間市立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、任期は委員の在任期間とする。

3 委員長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、これを代理する。

(平29教委規則7・一部改正、平30教委規則9・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 座間市公民館使用条例施行規則(昭和48年座間市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和53年3月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月25日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則(平成元年2月18日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月23日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第13号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成29年3月30日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教育委員会規則第9号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

座間市立公民館利用申込書

座間市立公民館利用申込書

[別紙参照]

(平30教委規則9・全部改正)

第2号様式(第5条関係)

座間市立公民館利用承認書

座間市立公民館利用承認書

[別紙参照]

(平30教委規則9・全部改正)

第3号様式(第13条関係)

座間市立公民館使用料減免申請書

座間市立公民館使用料減免申請書

[別紙参照]

(平30教委規則9・全部改正)

第4号様式(第13条関係)

座間市立公民館利用団体調査票

座間市立公民館利用団体調査票

[別紙参照]

(平30教委規則9・追加)

第5号様式(第13条関係)

座間市立公民館使用料減免決定通知書

座間市立公民館使用料減免決定通知書

[別紙参照]

(平30教委規則9・全部改正)

第6号様式(第15条関係)

座間市社会教育関係団体登録申込書

座間市立社会教育関係団体登録申込書

[別紙参照]

(平30教委規則9・追加)

第7号様式(第15条関係)

座間市社会教育関係団体登録承認書

座間市社会教育関係団体登録承認書

[別紙参照]

(平30教委規則9・追加)

第1号様式(第5条関係)

座間市立公民館利用承認申込書

年 月 日

(宛先) 座間市教育委員会教育長

申込者 団体名
住所
氏名
電話番号

次のとおり申込みます。

利用日時	月 日() 午 前後 時 分~午 前後 時 分		
利用目的			
部屋名			
利用人数			
代表者名	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	電話番号	
承認条件			
決裁区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		
徴収する 使用料	円	収納日	年 月 日
不承認の理由			
受付者名		承認番号	—

備考 太線枠内を記入してください。

第2号様式(第6条関係)

座間市立公民館利用承認書

年 月 日

申込者 団体名
住 所
氏 名
電話番号

座間市教育委員会教育長 印

次のとおり承認します。

利用日時	月 日() 午 前後 時 分～午 前後 時 分		
利用目的			
部屋名			
利用人数			
代表者名	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	電話番号	
承認条件			
決裁区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		
納付する 使用料	円	納付日	年 月 日
不承認の理由			
	承認番号	—	

第3号様式（第13条関係）

座間市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）座間市教育委員会教育長

申請者

次のとおり使用料の減免を申請します。

団 体 名		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
減 免 申 請 事 項	利 用 日	
	利用する 室	
減 免 申 請 の 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		

座間市立公民館利用団体調査票

年 月 日

団体名				
発足年月日				
活動内容				
代表者	住所			
	氏名		電話番号	
指導者	住所			
	氏名		電話番号	
利用日	月 回（第 週） 曜日 時間			
利用する施設				
主に利用する室				
会費	月額	円		
指導者謝礼	月額	円		
会員数	名（内 男性 名、女性 名）			
他の活動場所	（当館以外に活動する場所がある場合ご記入ください）			
入会の問い合わせについて	代表者の氏名・電話番号を教えることの可否（どちらかに○） 1. 教えて良い 2. 教えないでほしい（まずは見学を）			


提出した個人情報は座間市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

座間市立公民館使用料減免決定通知書

年 月 日

団体名

代表 殿

座間市教育委員会教育長 

次のとおり決定したので通知します。

<p>決定区分</p>	<p><input type="checkbox"/>免除する <input type="checkbox"/>減額する (%)減額</p>	
<p>承認理由</p>		
<p>減 免 事 項</p>	<p>施設名</p>	
	<p>利用日</p>	
	<p>利用する 室</p>	
<p>承認 条件</p>		
<p>利用承 認番号</p>		

第6号様式（第15条関係）

座間市社会教育関係団体登録申込書

年 月 日

（宛先）座間市教育委員会教育長

申請者

次のとおり申込します。

団 体 名			
代 表 者	住所		
	氏名		
	電話番号		
連 絡 員	あ り	住所	
		氏名	
	な し	電話	
活 動 内 容			
そ の 他 参 考 事 項			

第7号様式 (第15条関係)

座間市社会教育関係団体登録承認書

年 月 日

団体名

代表

殿

座間市教育委員会教育長 印

次のとおり承認する。

団体名	
代表者名	
承認期間	